

災害時における保育所等の臨時休園等のガイドライン

令和8年6月1日
浜田市子ども・子育て支援課

1 目的

市内の認可保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）において、地震や台風、豪雨等の自然災害が発生した場合やその発生が予測される場合（以下、「災害時」という。）に、子ども、保護者及び保育従事者等の生命と安全を守るため、保育所等の臨時休園等の対応についてのガイドラインを定める。

2 対象

浜田市内の認可保育所及び認定こども園

（対象外の施設における本ガイドラインに基づく臨時休園等の判断を妨げるものではない。）

3 基本的な対応方針

保育所等は、保護者の就労等により保育を必要とする子どもを保育することを目的とする施設であり、災害時においても特に医療、防災等の社会基盤を維持する業務に従事する保護者の子どもについては保育の提供が求められる。

そのため、子どもの安全確保を最優先としたうえで、災害時においても施設及び施設周辺の安全確認と子どもを受け入れるための職員体制の確保に努め、可能な限り保育を実施することを原則とする。

ただし、災害時の対応は、保育所等の施設や立地条件等によって異なることが想定されるため、本ガイドラインを踏まえたうえで、保育所等が決定する臨時休園等に関する自主的な判断を尊重することを基本とする。

4 臨時休園等の基準

(1) 風水害時

浜田市が発令する避難情報に応じて判断する。

警戒レベルに応じた基準と対応

避難情報	開園時間前	開園時間中
警戒レベル5 (緊急安全確保)	臨時休園とする。 ・保護者へ臨時休園の連絡をする。	臨時休園とする。 ・状況に応じて避難所へ避難する。 ・保護者へ臨時休園の連絡をし、お迎えを要請する。 ・全園児の保護者への引き渡し完了後、臨時休園とする。
警戒レベル4 (避難指示)		
警戒レベル3 (高齢者等避難)	原則、開園とする。 ※登園自粛要請は可能とする。 ※浸水想定区域、土砂災害警戒区域に所在する保育所等は、臨時休園とする。 ※警戒レベルの引き上げが想定される場合は、臨時休園とする。 ・臨時休園、登園自粛要請とする場合は、保護者へ連絡をする。	原則、開園とする。 ※お迎え要請は可能とする。 ※浸水想定区域、土砂災害警戒区域に所在する保育所等は、臨時休園とする。 ※警戒レベルの引き上げが想定される場合は、臨時休園とする。 ・保護者に連絡をし、降園可能な状況であればお迎えを要請する。 ・状況に応じて避難所への避難を開始する。

※臨時休園や登園自粛要請中の保育所等において、午前10時の段階で警戒レベルの引き下げや解除があった場合には、施設長等が施設及び施設周辺の安全を確認したうえで職員体制の確保が可能であれば、午後の保育実施を可能とする。保育を実施する場合は、保護者へその旨を連絡する。

(2) 地震時

気象庁が発表する浜田市内で観測された震度に応じて判断する。

震度に応じた基準と対応

震度	開園時間前	開園時間中
震度 5 強以上	臨時休園とする。 <ul style="list-style-type: none">保護者へ臨時休園の連絡をする。施設及び施設周辺の安全が確保された後に保育を再開する。	臨時休園とする。 <ul style="list-style-type: none">状況に応じて避難所へ避難する。保護者へ臨時休園の連絡をし、お迎えを要請する。全園児の保護者への引き渡し完了後、臨時休園とする。施設及び施設周辺の安全が確保された後に保育を再開する。
震度 5 弱	原則、臨時休園とする。 ※施設及び施設周辺の安全が確保されている場合は開園できる。 <ul style="list-style-type: none">臨時休園の場合は、保護者へ連絡をする。	原則、臨時休園とする。 ※施設及び施設周辺の安全が確保されている場合は開園できる。 <ul style="list-style-type: none">状況に応じて避難所へ避難する。臨時休園の場合は、保護者へお迎え要請の連絡をし、全園児の保護者への引き渡し完了後、臨時休園とする。
震度 4 以下	原則、開園とする。 ※施設長が、施設の安全性が確保されていないと判断した場合は臨時休園も可能とする。 <ul style="list-style-type: none">臨時休園の場合は、保護者へ連絡をする。	原則、開園とする。 ※施設長が、施設の安全性が確保されていないと判断した場合は臨時休園も可能とする。 <ul style="list-style-type: none">臨時休園の場合は、保護者へお迎え要請の連絡をし、全園児の保護者への引き渡し完了後、臨時休園とする。

5 市、保育所等及び保護者の役割

(1) 市の役割

市は、本ガイドラインをホームページに掲載して周知する。

市は、気象情報や各種防災情報の収集に努め、災害時には保育所等に速やかに情報を提供する。

(2) 保育所等の役割

保育所等は、入園時や保護者総会等において、災害時には臨時休園等の対応をとることがありえることを周知する。

保育所等は、災害時の避難場所、避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。

保育所等は、災害時には臨時休園等の対応について保護者へ速やかに周知する。

保育所等は、災害時の対応状況について、その内容を遅滞なく市子ども・子育て支援課へ報告する。

(3) 保護者の役割

保護者は、災害時に保育所等からの連絡があることを理解し、緊急時の連絡等がとれるように努める。

保護者は、保育所等から臨時休園等の連絡があった場合は、安全を確保しながら、家庭保育や速やかなお迎えなどの対応をとることに努める。

保護者は、気象情報や災害情報の収集に努め、保育所等からの連絡がなくても、登園自粛や降園時間を早めるなどの対応により、子どもの安全を確保することに努める。